

報 告 事 項 2

卒業式及び入学式等における国旗掲揚・国歌斉唱について

平成22年1月15日

教委高第 号
平成 年 月 日

府立学校校長・准校長 様

教 育 長

卒業式及び入学式等における国旗掲揚・国歌斉唱について（通知）

標記については、かねてから各学校において努力いただいていたところであり
ます。

国旗掲揚及び国歌斉唱は、児童生徒に国際社会に生きる日本人としての自覚を
養い、国を愛する心を育てるとともに、すべての国の国旗及び国歌を尊重する態
度を育てる観点から学習指導要領に規定されているものであります。

児童生徒に我が国の国旗及び国歌の意義について理解させるよう努め、卒業式
及び入学式においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、国旗掲揚及び国歌斉唱の
適切な実施に向け、指導の徹底に努めるよう願います。

また、平成21年12月15日、大阪府議会において、別添のとおり府の施設
をはじめあらゆる官公庁及び学校において、国旗の掲揚が行われるよう強く求め
る旨の決議がなされました。

ついては、このたびの府議会決議を重く受け止め、各学校において、国旗の掲
揚が適切に行われるよう併せて配慮願います。

第2号決議案

国旗掲揚に関する決議

現在、世界各国、各都市の官公庁、学校等においては、毎日国旗が掲揚されており、国歌とともに国旗がその国の象徴として大切にされているところである。

わが国においては、平成11年には、国旗及び国歌に関する法律が制定され、日章旗をわが国の国旗とすることが規定されたところである。自分たちの国旗を尊重する態度を身につけることは、他国の国旗を尊重する態度の育成に資するとともに、ひいては国際社会における尊敬と信頼を得ることにもつながるものであり、国旗の掲揚はその第一歩となるものである。

よって、大阪府議会は、国民の国を愛する意識の涵養に資するよう、府の施設をはじめあらゆる官公庁及び学校において、国旗の掲揚が行われるよう強く求める。

以上、決議する。

平成21年12月15日

大阪府議会

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第3節 入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い

このことについて高等学校学習指導要領第4章第3の3では、次のように示している。

入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである。

学校において行われる行事には、様々なものがあるが、この中で、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものである。このような意義を踏まえ、入学式や卒業式においては、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」こととしている。

入学式や卒業式のほかに、全校の生徒及び教職員が一堂に会して行う行事としては、始業式、終業式、運動会、開校記念日に関する儀式などがあるが、これらの行事のねらいや実施方法は学校により様々である。したがって、どのような行事に国旗の掲揚、国歌の斉唱指導を行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当である。

なお、入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の指導に当たっては、国旗及び国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが大切である。